

指定障害児通所支援事業の人員、設備及び運営の基準等について

1 主な改正点(令和6年7月5日改正)

- 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の施行により、障害種別にかかわらず、身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、肢体不自由のある児童を支援の対象とした「医療型児童発達支援」について、全ての障害児を対象とする「児童発達支援」に一元化する改正が行われたことに伴い、「指定医療型児童発達支援事業者」の文言を削除する。
- 保育所等訪問支援における自己評価等の公表について、市の独自基準として努力義務としている現行の規定を削除し、改正国基準省令の義務規定を適用する。

2 基準等の制定の考え方について

現在、国基準省令を基準としているものについては、国基準省令の基準を基本としつつ、兵庫県基準条例及び尼崎市障害福祉サービス基準条例との均衡を図り、尼崎市社会保障審議会障害者専門分科会及び尼崎市自立支援協議会全体会からの意見及び市民意見公募手続(パブリックコメント)を経て、本市の実情等を鑑み、「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設設備及び運営の基準等を定める条例」において、本市の基準等を定めました。

3 本市の独自基準について

国基準省令の内容	本市で定める基準	考え方
① 記録の保存期間に関する規定		
(記録の整備)第54条第2項 参酌すべき基準 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。	第3条第1項 指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を完結した日から五年間保存しなければならない。	保存を必要とする書類の業務が完了した日として統一するため。
② 人格尊重に関する規定		
(一般原則)第3条第2項 参酌すべき基準 事業者は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。	第3条第2項 指定障害児通所支援事業者等は、障害児又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に障害児等の立場に立ってサービスを提供しなければならない。	人格尊重について義務付けるため。
③ 暴力団排除の規定		
規定なし	第3条第3項、第4項、第4条 指定障害児通所支援事業者等及びその指定通所支援事業所等の管理者は、暴力団員又は暴力団密接関係者であってはならない。 指定通所支援事業所等は、その運営について、暴力団又は暴力団員等の支配を受けてはならない。 指定障害児通所支援事業者等の申請者要件として、暴力団等でないものとする。	本市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団等を利することがないよう、暴力団等による参入や影響を排除することで、市民生活の安全と平穏を図るため。

国基準省令の内容	本市で定める基準	考え方
④ 運営内容の評価結果の公表に関する規定		
<p>(取扱方針)第26条第3項、第5項 参酌すべき基準 (障害児通所支援事業全般について)事業者は、その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援について)事業者は、おおむね一年に一回以上、評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>	<p>第3条第5項 指定障害児通所支援事業者等(指定居宅訪問型児童発達支援事業者に限る。)は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。</p>	<p>全てのサービス事業者に対して、評価結果の公表を促すことにより、サービスの質の向上を図るため。 (※指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者及び指定保育所等訪問支援事業者は、国基準省令において義務規定)</p>
⑤ 研修に関する規定		
<p>(勤務体制の確保等)第38条第3項 参酌すべき基準 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第3条第6項 指定障害児通所支援事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)に規定する研修の実施計画をその指定通所支援事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。</p>	<p>人材育成の一層の推進を図るため、国基準省令の研修機会の確保義務に加え、具体的な取扱い指針を定めるため。</p>
⑥ 事故発生及び防止に関する規定		
<p>(事故発生時の対応)第52条 従うべき基準 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 3 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>第3条第7項 指定障害児通所支援事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。 (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定通所支援事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定通所支援事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。 (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定通所支援事業所等の従業者に対して研修を行うこと。</p>	<p>事故発生時の対応だけでなく、事故防止及びその対応について規定するため。</p>

この資料において「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」は、国基準省令と表記します。
この資料において「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」は「兵庫県基準条例」と表記します。
この資料において「尼崎市指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」は「尼崎市障害福祉サービス基準条例」と表記します。